

# 指導監督の概要と運営指導での主な指導事項について (令和7年度 地域密着型サービス集団指導)

福祉政策課 福祉監査室

## 第1 介護保険施設等の指導監督について

### 1 指導について

#### (1) 指導方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付費等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施します。

#### (2) 指導形態と運営指導の選定基準

- ア 集団指導 一定の場所に事業者を集め、講習等の方法により行います。
- イ 運営指導 サービス事業者等の事業所において実地により行います。対象の選定基準は、指定有効期間満了を迎える事業所を優先し指定期間中に1回以上のほか、集団指導不参加事業所、高齢者向け住まい併設事業所、新規指定後間もない事業所等としています。また、施設系サービスや居住系サービスについては、そこが利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行います。

#### (3) 令和6年度の指導実施状況

- ア 集団指導 (ホームページに資料掲載)
- イ 運営指導 (医療みなし指定事業所を除く。)

区分	実施数	文書指導した事業所数	文書指導件数	文書指導割合
令和6年度(a)	59	46	139	78.0%
令和5年度(b)	45	17	37	37.8%
差引(a-b)	14	29	102	40.2ポイント増

#### 【文書指導事項】

指導事項	令和6年度	令和5年度	令和4年度
人員に関する基準	9	7	3
運営に関する基準	78	21	21
報酬・加算関係	35	9	24
その他	17	0	0

#### (4) 運営指導の重点事項

##### ア 運営指導

- (ア) 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束に係る行為及びそれが与える影響についての理解、防止のための取組について実践しているか。
- (イ) ケアマネジメントプロセスの中でサービス提供事業者としての役割を担っているか。利用者毎のニーズに応じた一連のケアマネジメントプロセスの重要性を理解しているか、サービス提供事業者として実践しているか。

##### イ 報酬請求指導

- (ア) 報酬基準に基づいた実施体制の確保や、基準の算定条件に基づいた運営及び介護保険給付の適正な請求が行われているか。算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- (イ) 各種加算及び減算の考え方等の理解がなされているか。
- (ウ) 報酬基準に適合しない場合は適正な報酬請求となるよう、過去の請求について自己点検し、不適切な請求となっている部分は過誤調整します。

##### ウ 指導から監査への変更

- (ア) 著しい基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (イ) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく悪質な不正な請求と認められる場合。

## 2 監査について

### (1) 監査方針

悪質な基準違反や不正・不当な報酬請求が認められる若しくは疑われる場合、利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断された場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施します。

### (2) 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

下記に示す情報等を踏まえ、基準違反等の確認について必要があると認める場合に行います。

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- エ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報
- オ 運営指導において確認した情報

### (3) 監査における行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に掲げる「勧告・命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行います。

**(4) 監査（立入検査）の実施状況（第一号事業所除く）**

年度	サービス名	違反事項
令和6年度	なし	—
令和5年度	指定訪問介護事業所（1）	人員基準違反 運営基準違反
令和4年度	指定訪問介護事業所（1）	人員基準違反 運営基準違反
令和3年度	指定訪問介護事業所（1） 指定訪問介護事業所（1） 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（1）	なし 人員基準違反等 人格尊重義務違反
令和2年度	指定通所介護事業所（1）	人員基準違反
令和元年度	指定訪問介護事業所（1）	運営基準違反
平成30年度	指定訪問介護事業所（1） 指定特定施設入居者生活介護事業所（1） 介護老人保健施設（1） 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所（1）	不正請求 人員基準違反 運営基準違反 運営基準違反

## 第2 運営指導での主な指導事項

### 1 地域密着型サービス共通事項

#### (1) 利用料等の受領

●領収書を希望者のみにしか交付していませんでした。

⇒ 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第9項及び第54条の2第9項において準用する第41条第8項に定めるところにより、地域密着型サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があります。

#### (2) 身体的拘束等の適正化（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）

●身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。

⇒ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、従業者へ周知徹底を図ることが必要です。

●身体的拘束等の適正化のための指針が確認できませんでした。

⇒ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが必要であり、当該指針には次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- へ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

●従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修を実施していませんでした。

⇒ 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行う必要があります。

す。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。

注) 身体拘束等の適正化に係る基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算の対象になります。具体的には、以下の事実が生じた場合です。

- ・身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催していない。

### (3) 勤務体制の確保等

●認知症基礎研修の受講が確認できない従業者がいました。

⇒ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とされています。

### (4) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

●感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。

⇒ 介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者を決めておくこと

が必要です。

おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携で行うことも可能です。

なお、地域密着型介護老人福祉施設については、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員）により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておく必要があります。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えありません。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

※他のサービス事業所等との合同開催の場合、当該事業所の従業者が参加できなかった場合（欠席等）は、当該事業所として開催したことにはなりませんので、注意してください。

なお、この場合の委員会の記録には、事業所名及び従業者名を明記してください。

●感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する研修及び訓練を実施していませんでした。

⇒ 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとされています。

定期的な教育（サービスの種類によって年1回以上又は年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

訓練については、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、定期的（サービスの種類によって年1回以上又は年2回以上）に行うことが必要です。また、訓練の内容についても記録をしてください。

訓練の内容は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策

をした上での演習等を実施するものです。机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

※研修及び訓練の回数については、以下のとおりです。

サービスの種類	研修の回数	訓練の回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	年1回以上	年1回以上
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年2回以上	年2回以上

※研修及び訓練の記録には、出席者名を記載してください。また、欠席者がいた場合には、欠席者名及びその従業者への対応を記載してください。

#### (5) 虐待の防止

●虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していませんでした。

⇒ 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。また、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

虐待防止検討委員会は、他の会議体（認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設事業所については、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体）を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携で行うことも可能です。

※他のサービス事業所等との合同開催の場合、当該事業所の従業者が参加できなかった場合（欠席等）は、当該事業所として開催したことにはなりませんので、注意してください。

なお、この場合の委員会の記録には、事業所名及び従業者名を明記してください。

●虐待の防止のための指針を整備していませんでした。

⇒ 介護サービス事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

注) 虐待の防止に係る基準を満たさない場合は、**高齢者虐待防止措置未実施減算の対象**になります。具体的には、以下の事実が生じた場合です。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。
- ・虐待の防止のための指針を整備していない。
- ・虐待の防止のための研修を定期的（サービスの種類によって年1回以上又は年2回以上）開催していない。
- ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていない。

## 2 サービス別事項

### (1) 地域密着型通所介護

#### ア 人員に関すること

●生活相談員について、必要と認められる数を確保していませんでした。

⇒ 生活相談員については、提供日ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものです。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とします。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。

## イ 報酬に関すること

●入浴介助に関する研修等を実施していませんでした。

⇒ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行ってください。入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものです。

## (2) 認知症対応型共同生活介護

### ア 人員に関すること

●日中の時間帯に勤務している従業者の勤務時間が、運営基準を下回っている日がありました。

⇒ 事業所が定めた夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、必要とされる介護従業者を確保してください。（例：常勤の勤務時間が1日8時間、利用者が9人、上記の時間帯が午前6時から午後9時までの15時間の事業所の場合、15時間の間に、8時間×3人で24時間分の介護従業者の勤務時間を確保する必要があります。）

## イ 報酬に関すること

●看取り介護加算について、入居の際に、利用者又はその家族等から看取りに関する指針の同意を得ていませんでした。

⇒ 入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが必要です。

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ア 報酬に関すること

#### (ア) 看護体制加算

●加算の要件となる看護職員の配置について、短期入所生活介護を兼務する看護職員の勤務時間を按分せずに計算していました。

⇒ 看護体制加算については、本体施設と併設のショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断します。すなわち、看護体制加算（Ⅰ）では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤の看護師を1人ずつ配置している場合、看護体制加算（Ⅱ）では本体施設で常勤換算方法で2以上、併設のショートステイで常勤換算で25:1以上の看護職員を配置している場合に、算定可能となります。

その際、看護体制加算（Ⅱ）については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った

上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することとなります。

(イ) 看取り介護加算

●看取り介護加算について、入居の際に、利用者又はその家族等から看取りに関する指針の同意を得ていませんでした。

⇒ 入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることが必要です。